

取引条件説明書（共通事項）

手配旅行・LaLaLa トラベル
両備ホールディングス株式会社

本旅行取引条件説明書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書並びに同法第12条の5及び両備ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）の旅行業約款（手配旅行契約）第10条第1項に定める契約書面の一部となります。

1. 申込金と契約の成立

- (1) この旅行は、両備ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）が手配をする旅行であり、お客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) ご旅行をお申し込みの際は、当社「LaLaLa トラベル」ホームページ上の「お客様情報入力画面」に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をしたうえで、電磁的な方法により当社に送信ください。なお、その際の申込金は不要です。
- (3) お申し込みいただくご旅行の契約（手配旅行契約）は、当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「予約完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。但し、当社より「予約完了画面」のデータ送信を行っているにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により予約完了画面を確認できなかったとしても契約成立となりますので、予約送信後に予約完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上のマイページにてお客様ご自身で確認ください。

2. 通信契約のお申込み

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けることを条件に、インターネットによる旅行契約（以下「通信契約」といいます。）の締結についてのお申込を受けております。
- (2) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達したときに成立します。
- (3) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は当社がお客様に払い戻す額を通知した日となります。
- (4) 提示されたカードが無効である場合はお申し込みをお断りいたします。

3. お申し込み条件

- (1) 弊社は、以下の事項を「お客様情報入力画面」に表示するものとし、その記載は、本旅行取引条件説明書の一部を構成するものとみなします。

- ア. 宿泊する施設および宿泊サービスの内容
 - イ. 旅行日程
 - ウ. 旅行代金その他宿泊に通常要する費用
 - エ. 旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項
 - オ. その他の旅行条件
- (2) 弊社は、旅行契約成立後、前1号アからオの事項を「ご予約内容確認画面」に表示しません。
- (3) 18歳未満の方のみでのご参加の場合は、お申し込み時に親権者の同意書が必要となります。
- (4) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (5) 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
- ア. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - イ. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ウ. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - エ. 当社の業務上の都合があるとき。

4. 取引条件説明書面・契約書面の交付

弊社は、本書に記載した事項（「お客様情報入力画面」および「ご予約内容確認画面」に記載された前項第1号アからオの事項を含みます。以下本書において同じです。）を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示し、お客様はこれを申し込み時に必ず閲覧するものとします。お客様は、弊社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

5. 団体・グループ手配

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当

該契約責任者との間で行います。

- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任をおうものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申し出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加及び変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

6. 旅行代金について

- (1) 旅行代金は 申込時に申出頂いたクレジットカードにより、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日をカード利用日として決済させていただきます。
- (2) 当社で取扱いをしております旅行代金には、原則サービス料、消費税が含まれております（一部サービス料、消費税がかからない場合がございます）。その他の税（例：入湯税、地方税、宿泊税）がかかる場合は現地宿泊施設に別途お支払ください。

7. 旅行契約内容の変更、旅行契約の解除

(1) 旅行契約内容の変更

お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更し、又契約内容の変更に伴う宿泊日若しくはプラン変更、予約部屋数減少を伴う人数変更等が生じた場合、変更内容に応じ変更部分を取消したものとみなし、【取消料】記載の取消料を申し受けます。

【取消料】

取消日及び変更日		取消料
宿泊日の	3 日前まで	無料
	2 日前まで	旅行代金の 10%
	前日	旅行代金の 20%
	当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加		旅行代金の 100%

※取消料率は「諸税別・サービス料等含」の宿泊料金に対して適用します。

※お客様が連絡をしないで、宿泊日当日の宿泊約款明示の時間(又はあらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を宿泊約款にさだめられた所定の時間を経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理されることがあります。その場合は不泊の扱いとして「ご予約内容確認

画面」に表示の無断不泊の取消料を申し受けます。

※営業時間外に受信いたしましたメール、FAX は翌営業日扱いとさせていただきます。

※取消料の対象となる旅行代金とは、募集広告・パンフレット・ホームページ記載の旅行代金です。

(2) 旅行契約の解除

ア. お客様の任意解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
- ② 未提供の旅行サービスに係る上記【取消料】記載の取消料

イ. お客様の責に帰すべき事由による解除

- ① 当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、手配旅行契約を解除させていただく場合があります。
- ② お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ③ お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ⑤ 上記の①から④の理由により当社が手配旅行契約を解除した場合は、既に提供を受けた旅行サービスの費用及び未提供の旅行サービスに係る上記【取消料】記載の取消料その他の運送・宿泊機関等の未払い費用はお客様の負担とさせていただきます。

ウ. 当社の責に帰すべき理由による解除

当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

8. 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

(2) 免責事項

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与しえない事由により損害を被った

とき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ① 天災地変・戦乱・暴動・航空機の遅延・ストライキ等により出発便が取り消され、又は搭乗を拒否された場合。
 - ② その他、当社及び手配代行者の管理外の事由により、お客様が損害を被られた場合。
- (3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

9. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したとき、旅行中に事故等が発生したときは、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

10. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関などの提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び取扱旅行会社では、1.会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。3.アンケートのお願い。4.特典サービスの提供。5.統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業案内、商品及び催し物内容などのご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがございます。なお、当社グループ企業の名称及びプライバシーポリシーについては、

https://ryobi.gr.jp/company_list/及び <https://www.ryobi-holdings.jp/privacy/>をご参照ください。

11. この取引条件説明書面に定めのない事項

この「取引条件説明書面（共通事項）」に定めのない事項は当社旅行業約款手配旅行契約の部によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、この条件書の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ（<https://lalatravel.jp/download/>）からもご覧になれます。

また、運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

【旅行業務取扱】

観光庁長官登録旅行業第 1414 号

両備ホールディングス株式会社

高速バス Web トラベルセンター

（一社）日本旅行業協会正会員

本店所在地：〒704-8112 岡山県岡山市東区西大寺上 1 丁目 1 番 50 号

営業所所在地：〒700-0866 岡山岡山市北区岡南町 1-14-41

TEL：0570-07-3150 （LaLaLa トラベル）

総合旅行業務取扱管理者：西原 博江

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。